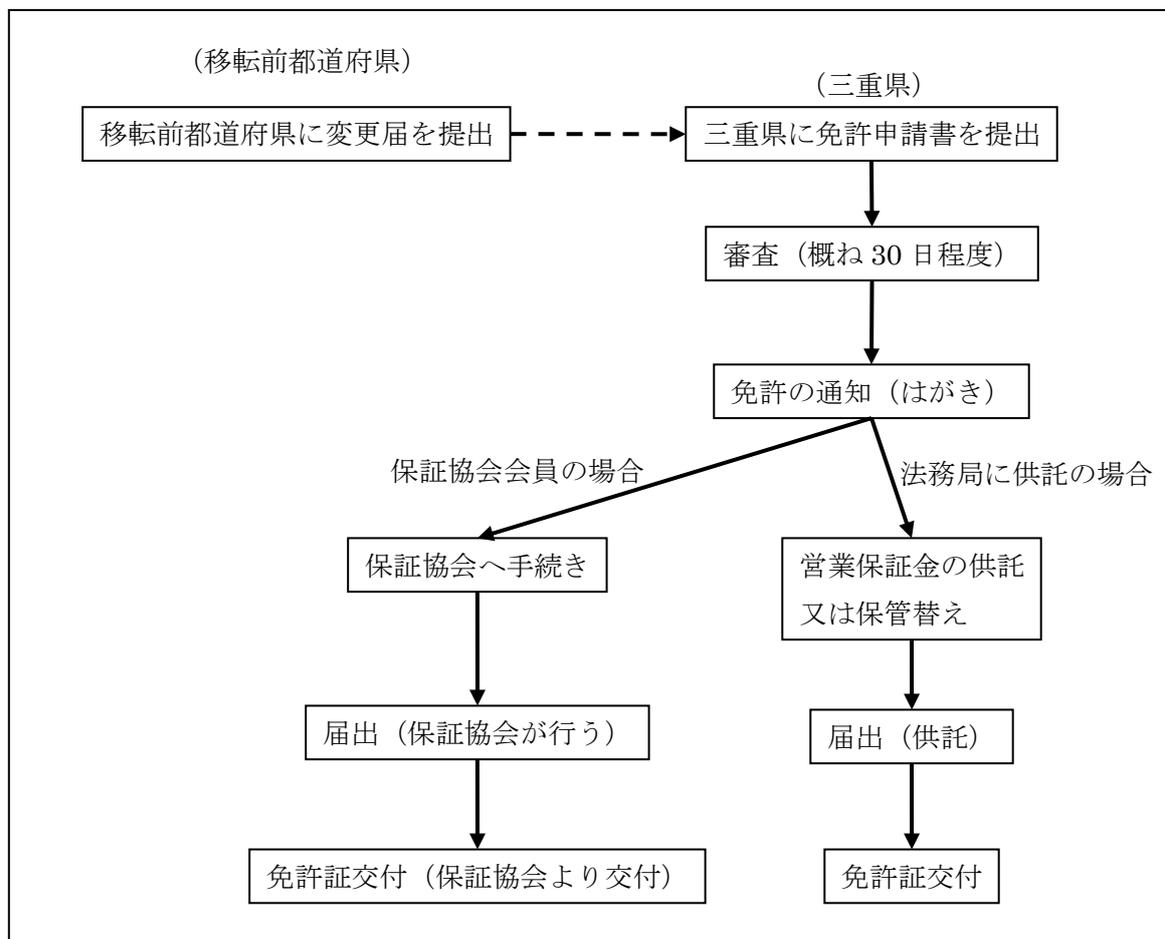


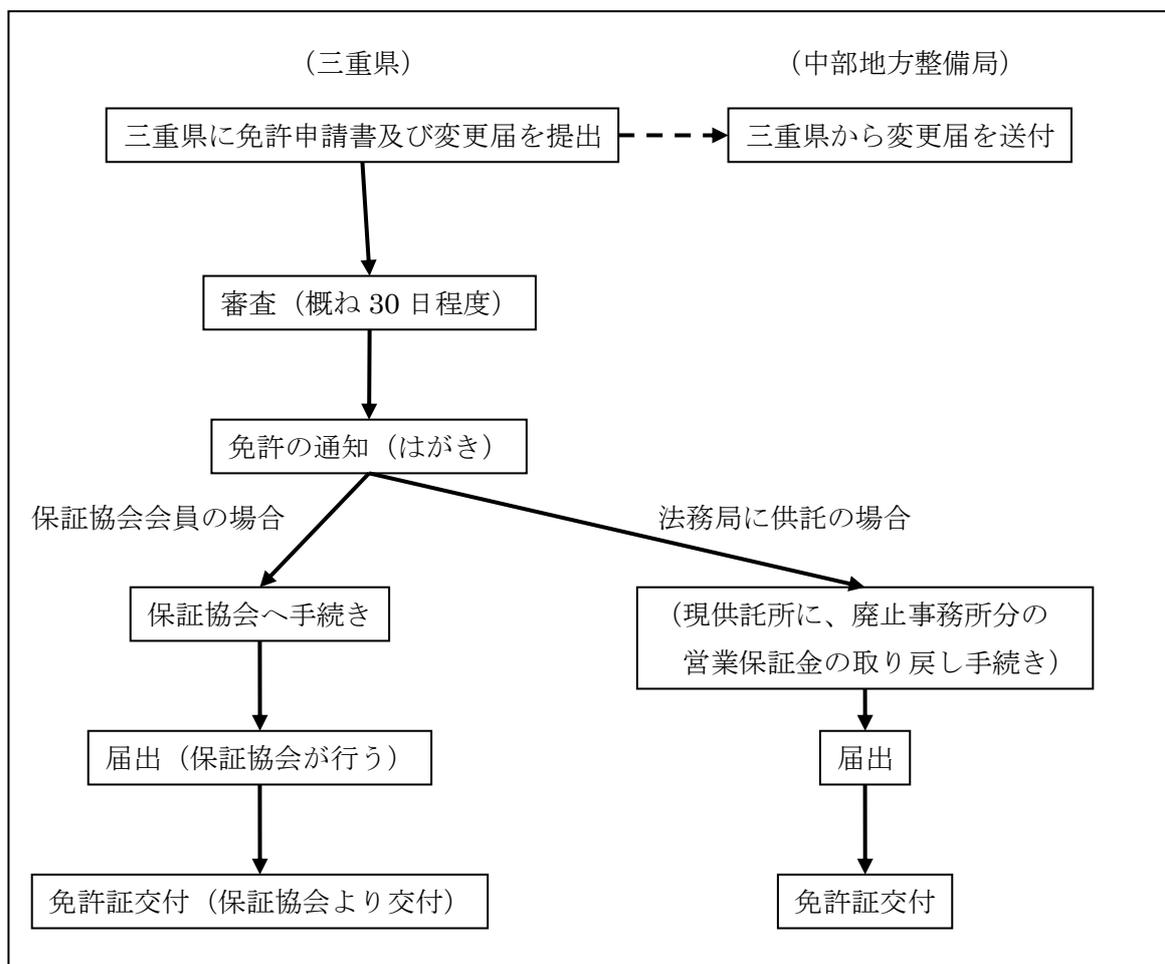
免許換えの手続きについて（他都道府県知事→三重県知事）



<注意事項>

- ・免許申請手数料は 33,000 円（三重県収入証紙）となります。
- ・申請書の提出部数は 1 部ですが、加盟保証協会から提出を求められることがあるので、控えを作成することをおすすめします。（控えに受付印を押印後、返却します）
- ・提出すべき申請書・添付書類は、原則として新規免許申請と同じですが、従前の供託書の移し又は弁済業務保証金分担金の納付書の写しの添付、宅地建物取引業経歴書の作成や業者票・報酬額表の掲示写真が必要となるなど、一部異なる部分がありますので、事前にご確認ください。
- ・三重県知事免許を受けた日をもって、移転前の免許は失効となります。
- ・新免許証は旧免許証と引き換えに交付します。（三重県から移転前都道府県に免許証を返納します。）

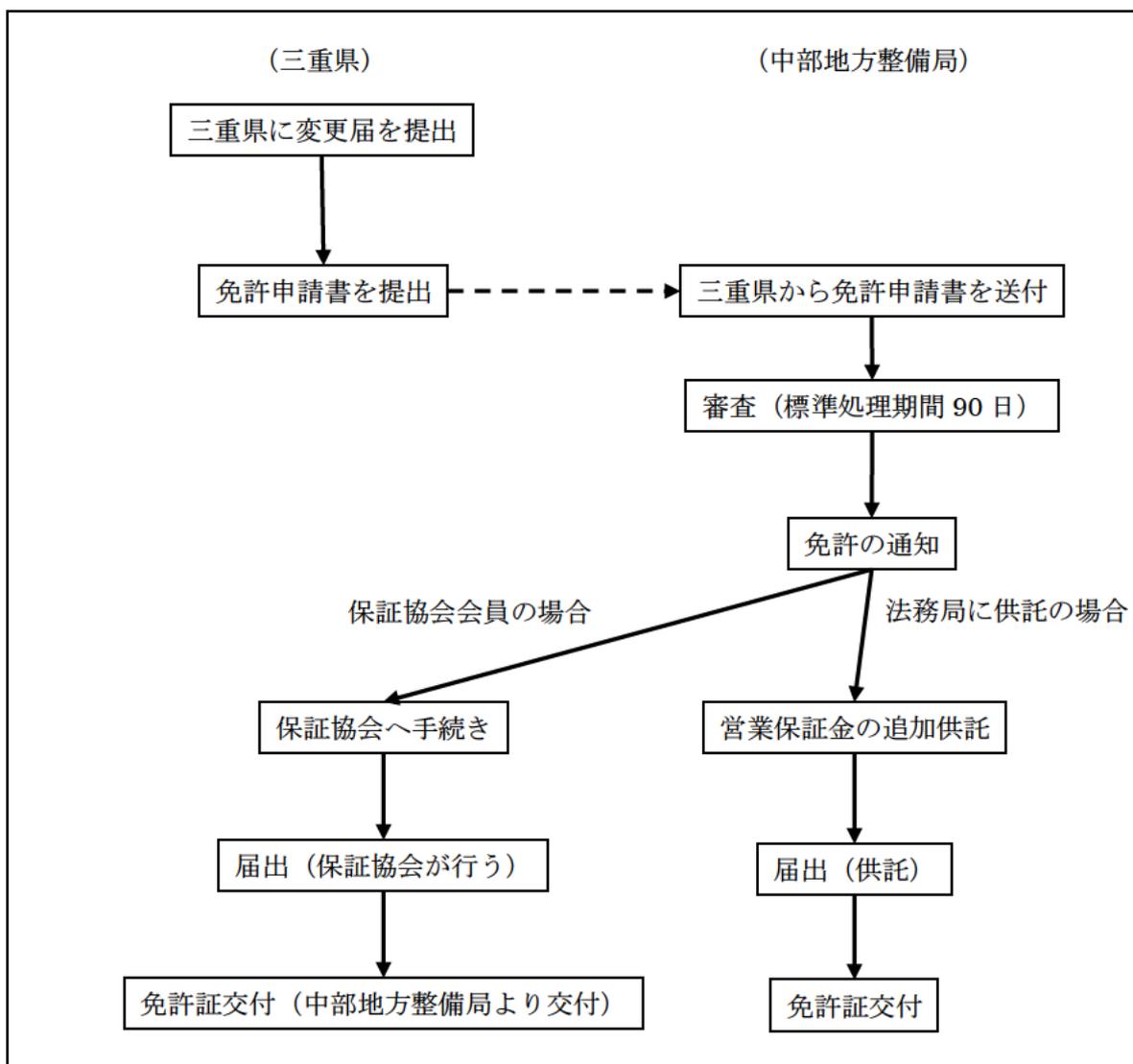
免許換えの手続きについて（国土交通大臣→三重県知事）



<注意事項>

- ・免許申請手数料は 33,000 円（三重県収入証紙）となります。
- ・三重県に提出すべき書類は、免許申請書及び変更届です。変更届については、三重県を経由して中部地方整備局に送付されます。
- ・申請書の提出部数は 1 部ですが、加盟保証協会から提出を求められることがあるので、控えを作成することをおすすめします。（控えに受付印を押印後、返却します）
- ・変更届の提出部数は正 1 部・副 2 部です。
- ・三重県知事免許を受けた日をもって、移転前の免許は失効となりますので、三重県知事を経由して免許証を返納してください。

免許換えの手続きについて（三重県知事→国土交通大臣）



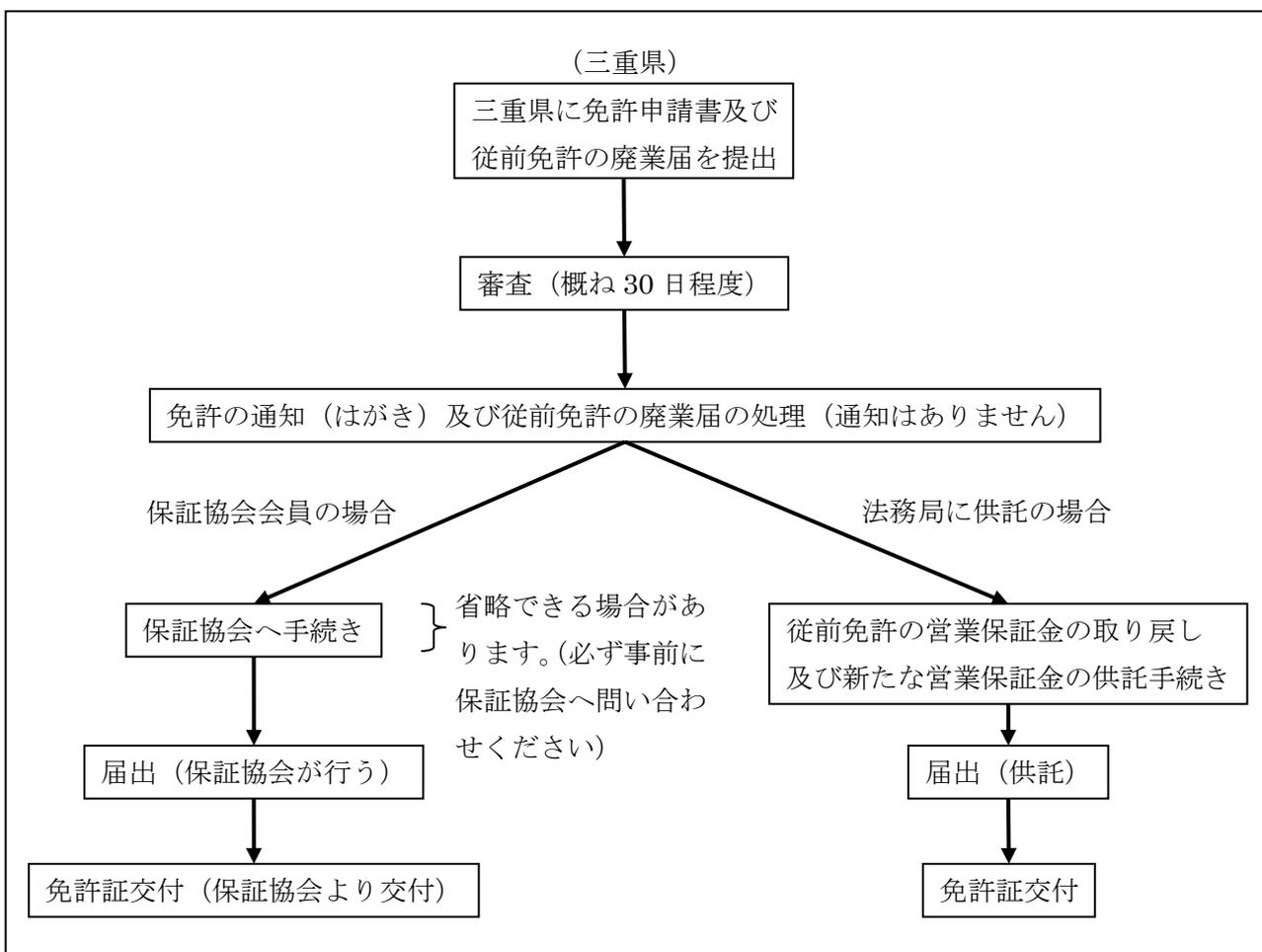
<注意事項>

- ・登録免許税は 90,000 円（税務署などで納付）となります。
- ・申請書の提出部数は正 1 部・副 2 部です。
- ・変更届の提出部数は 1 部ですが、加盟保証協会から提出を求められることがあるので、控えを作成することをおすすめします。（控えに受付印を押印後、返却します）
- ・申請書類のダウンロードや申請書類の書き方については、中部地方整備局へお問い合わせください。

免許換えの手続きについて（三重県知事→他都道府県知事）

免許換えの手続きについては、移転先都道府県にお問い合わせください。

免許換えの手続きについて（個人業者→法人業者、法人業者→個人業者）



<注意事項>

- ・保証協会に加盟されている業者の方は、必ず、事前に加盟保証協会に相談してください。
- ・個人業者から法人業者に免許換えをするときは、必ず、事前に商業登記をしてください。
- ・免許申請手数料は 33,000 円（三重県収入証紙）となります。
- ・申請書の提出部数は 1 部、廃業等届の提出部数は 2 部ですが、申請書については加盟保証協会から提出を求められることがあるので、控えを作成することをおすすめします。
（控えに受付印を押印後、返却します。廃業等届は 1 部返却されます。）
- ・提出すべき申請書・添付書類は、原則として新規免許申請と同じです。
- ・廃業等届の「届出事由の生じた日」については空欄にしてください。
- ・免許の主体（個人、法人）が変わるため、免許証番号を引き継ぐことはできません。